

葛飾区男女平等に関する意識と実態調査

調査ご協力をお願い

区民の皆さまには、日頃から区政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
本区では、平成16年3月に「葛飾区男女平等推進条例」を制定し、女性も男性も性別にとらわ
れることなく、自らの人生は自らが決めるとい、自分らしく生きる権利が保障される男女平等
社会の実現を目指してさまざまな施策に取り組んでいるところです。

このたび「第5次葛飾区男女平等推進計画」の策定にあたり、区民のみなさまのご意見・ご要望
を反映させていくために、「葛飾区男女平等に関する意識と実態調査」を行うことになりました。

調査の対象者は、住民基本台帳から無作為に満18歳以上の男女3,000人のみなさまを選ばせて
いただきました。調査結果はすべて統計的処理をいたしますので、個人が特定されることはありません。
この調査目的にのみ使用し、他の目的で使われることは一切ございません。

調査結果はお送りできませんが、調査報告書は区立図書館などでご覧いただけるほか区のホーム
ページにも掲載いたします。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようよろ
しくお願いいたします。

平成27年6月

葛飾区 総務部人権推進課

ご記入にあたってのお願い

- 1 ご回答はあなた様（封筒の宛名ご本人）ご自身でお答えください。
- 2 ご回答は6月1日現在を基準にお答えください。
- 3 ご記入は黒のボールペン、または濃い鉛筆でお願いします。
- 4 ご回答は、質問ごとにあてはまる番号に○をつけてください。
- 5 回答数は（ ）内の指示に沿ってください。
- 6 質問によっては、回答していただく方が限られる場合があります。矢印や「ことわり書
き（問～で～とお答えの方に）」をよくお読みください。
- 7 「その他」にあてはまる場合は、お手数ですが（ ）内になるべく具体的にその内容を
ご記入ください。
- 8 ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒にて **7月13日（月）までに**
ご投函ください（切手を貼る必要はありません）。
- 9 この調査についてのお問い合わせは、お手数ですが下記までお願いいたします。

■調査全般について

葛飾区 総務部人権推進課 男女平等推進係

電話 5698-2211 FAX 5698-2315

◎はじめに、^{げんざい}現在のあなた^{じしん}自身のことについておたずねします。

F 1 あなたの^{せいべつ}性別をお答えください。(○は1つだけ)

1. ^{じょせい} 女性	2. ^{だんせい} 男性	3. ()
-----------------------	-----------------------	--------

F 2 あなたの^{ねんれい}年齢はおいくつですか。(平成27年6月1日現在) (○は1つだけ)

1. ^{さいだい} 10歳代	3. ^{さいだい} 30歳代	5. ^{さいだい} 50歳代	7. ^{さいだい} 70歳代
2. ^{さいだい} 20歳代	4. ^{さいだい} 40歳代	6. ^{さいだい} 60歳代	8. ^{さいいじょう} 80歳以上

F 3 あなたは^{けっこん}結婚していますか。(○は1つだけ)

1. ^{けっこん} 結婚している(事実婚を含む)	4. ^{けっこん} 結婚していたが、 ^{りべつ} 離別・ ^{しべつ} 死別した
2. ^{けっこん} 結婚していないが同居の異性のパートナーがいる	5. ^{けっこん} 結婚していない
3. ^{けっこん} 結婚していないが同居の同性のパートナーがいる	

(F 3で1~3のいずれかをお答えの方に)

F 3-1 あなたの^{せたい}世帯は、^{ともばたら}共働きですか。(○は1つだけ)

1. ^{ともばたら} 共働き	3. ^{はいぐうしよ} 配偶者・パートナーだけ働いている
2. ^{じぶん} 自分だけ働いている	4. ^{とも} ともに働いていない

F 4 お子さんはいらっしゃいますか。(○は1つだけ)

1. ^{いる} いる	2. ^{いない} いない
---------------------	-----------------------

(F 4で「1. いる」とお答えの方に)

F 4-1 ^{いちばんした}一番下のお子さんはおいくつですか。(○は1つだけ)

1. ^{さいい} 3歳以下	4. ^{ちゅうがくせい} 中学生	7. ^た その他
2. ^{さいいじょう} 4歳以上(小学校入学まで)	5. ^{こうこうせい} 高校生以上の学生	()
3. ^{しょうがくせい} 小学生	6. ^{しゃかいじん} 社会人	

F5 あなたの世帯は、次のように分類した場合、どれにあたりますか。ご自分の立場（自分が親、自分が子ども）にかかわらず、世帯構成をお答えください。（〇は1つだけ）

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1. ひとり暮らし | 4. 親と子ども夫婦（二世帯家族） |
| 2. 夫婦のみ（一世帯家族） | 5. 親と子ども夫婦と孫（三世帯家族） |
| 3. 親と未婚の子ども（核家族） | 6. その他（ ） |

◎男女平等についておたずねします。

問1 あなたは、日々の暮らしの中で、男女平等社会はどの程度進んでいると思いますか。（〇は1つだけ）

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 十分平等になってきている | 5. わからない |
| 2. かなり平等になってきている | |
| 3. 少しは平等になってきている | |
| 4. ほとんど平等になっていない | |

（問1で3～4のいずれかをお答えの方に）

問1-1 具体的に、どのような点で男女の不平等を感じますか。

（〇はあてはまるものすべて）

- | |
|--|
| 1. 家事や育児のほとんどを女性が担っていること |
| 2. 男性が仕事に追われ、家事・育児・教育などの家庭生活にかかわりにくいこと |
| 3. 就職や採用、昇格や賃金など、労働の場面で男女に格差があること |
| 4. 介護の負担が女性に偏っていること |
| 5. 「男は仕事、女は家庭」という考えが、人々の間にあること |
| 6. 風俗産業やマスメディアなどで、女性の性が商品化されていること |
| 7. 議員や企業の管理職、地域社会の役員など、女性の社会参画が進んでいないこと |
| 8. 職場や学校などで、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）がおこること |
| 9. 家庭内・外にかかわらず、女性に対する暴力がなくなるしないこと |
| 10. 学校生活の中で、男女による役割分担があること |
| 11. その他（ ） |

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

問2 あなたは、次のような面で男女の地位が平等になっていると思いますか。(ア)～(ク)のそれぞれについて、あなたの感じ方に近いものを選んでください。

(○はそれぞれ1つずつ)

	優遇されている 男性が	優遇されている やや男性が	平等である	優遇されている やや女性が	優遇されている 女性が	わからない
回答の例 -->	1	2	③	4	5	6
(ア) 家庭生活	1	2	3	4	5	6
(イ) 職場	1	2	3	4	5	6
(ウ) 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
(エ) 政治の場	1	2	3	4	5	6
(オ) 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
(カ) 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
(キ) 自治会やNPOなどの地域活動の場	1	2	3	4	5	6
(ク) 全体として、現在の日本では	1	2	3	4	5	6

◎結婚観についておたずねします。

問3 次にあげる(ア)～(カ)の考えについて、あなたはどのように思いますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

	そう思う	そう思う どちらかといへば	そう思わない どちらかといへば	そう思わない
回答の例 -->	1	②	3	4
(ア) 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4
(イ) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4
(ウ) 夫も妻も外で働き、家事も分担するべきである	1	2	3	4
(エ) 結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4
(オ) 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4
(カ) 未婚の女性が子どもを産み育てるのもひとつの生き方だ	1	2	3	4

かていせいかつ
◎家庭生活についておたずねします。

問4 家庭の中で、あなたは（ア）～（シ）にあげることを、どの程度行っていますか。

（○はそれぞれ1つずつ）

	5 (かなり多い)	4 (多い)	3 (普通)	2 (少ない)	1 (ほとんどない)
回答の例 -->	1	2	③	4	5
(ア) 食事のしたく	1	2	3	4	
(イ) 食事の後片付け	1	2	3	4	
(ウ) 食料品・日用品の買い物	1	2	3	4	
(エ) 洗濯	1	2	3	4	
(オ) 部屋の掃除	1	2	3	4	
(カ) 風呂やトイレの掃除	1	2	3	4	
(キ) ゴミ出し	1	2	3	4	
(ク) 町内会や自治会への出席	1	2	3	4	
(ケ) 保育園・幼稚園への送迎	1	2	3	4	5
(コ) 介護・看護	1	2	3	4	5
(サ) 授業参観や保護者会への出席	1	2	3	4	5
(シ) その他 ()	1	2	3	4	5

問5 あなたは、家庭生活において男性は家事・育児・介護などについて、どれくらい取り組みばよいと思いますか。(〇は1つだけ)

1. 積極的に取り組んだ方がよい
2. 配偶者・パートナーと分担するのがよい
3. 配偶者・パートナーを手伝う程度でよい
4. 配偶者・パートナーに任せておけばよい

問5-1 問5で回答した理由をご記入ください。

問6 男性が家事・育児・介護にさらに参加するためには、何が必要だと思いますか。

(〇はあてはまるものすべて)

1. 男性自身の家事・育児・介護に取り組みたいと思う気持ち
2. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと
3. 男性が家事・育児・介護に参加することに対する女性の抵抗感をなくすこと
4. 男性自身の家事・育児・介護の知識の習得やスキルの向上
5. 配偶者・パートナーとのコミュニケーションの向上により、家庭参画の機会が得られること
6. 男性が家事・育児・介護を行うための仲間(ネットワーク)作りを行うこと
7. 労働時間短縮や休暇取得率の上昇に会社が取り組むこと
8. 男性が家事・育児・介護を担うことに対する、職場の上司や同僚の理解
9. 仕事より家庭を優先することがあっても、会社での人事評価が変わらないこと
10. 特に必要なことはない
11. わからない

しゅうろう
◎就労についておたずねします。

問7 あなたの職業は、次のどれですか。（○は1つだけ）

1. 自営業・経営者 2. 自由業（開業医、弁護士・習い事の先生など） 3. 家庭従業者 4. 正社員・正職員 5. 派遣・契約社員 6. パートタイム 7. アルバイト 8. 内職・在宅就業 9. その他（)	
10. 家事専業 11. 学生 12. 無職	

（問7で1～9のいずれかをお答えの方に）

問7-1 あなたの職場では、次のような男女の差別がありますか。

（○はあてはまるものすべて）

1. 賃金に男女差がある 2. 昇進、昇格に男女差がある 3. 女性の能力を正當に評価しない 4. 女性の配置場所が限られている 5. 女性は補助的な仕事しかやらせてもらえない 6. 女性を管理職に登用しない 7. 女性は結婚や出産で退職しなければならないような雰囲気がある 8. 中高年以上の女性に退職を勧奨するような雰囲気がある 9. 女性は教育・研修を受ける機会が少ない 10. 妊娠中の女性への配慮がされていない 11. その他（) 12. 特にない	
--	--

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

問8 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。（〇は1つだけ）

1. 仕事を持たない
2. 結婚するまでは仕事を持つが、結婚後は持たない
3. 子どもができるまでは仕事を持ち、その後は持たない
4. 子育ての時期だけ一時やめて、その後はまた仕事を持つ
5. 結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事を持つ
6. その他（ ）
7. わからない

問9 結婚や妊娠・出産により仕事を辞めた女性が再び仕事を持つことを希望する場合、あなたはどのようなことが必要だと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

1. 求人情報を入手しやすくすること
2. 再就職のためのセミナー、講習を実施すること
3. 技術や技能の習得の機会を多くすること
4. 求人の年齢制限の緩和
5. パートの労働条件の向上
6. 働く場を多くすること
7. 就職に関する相談体制の充実
8. 保育所・学童保育クラブなどの保育施設の充実
9. 高齢者の介護施設、医療施設の充実
10. 出産などで退職した後に希望すれば復帰できる再雇用制度の充実
11. 女性が起業をする場合の支援
12. 家族の理解と協力
13. その他（ ）
14. わからない

問10 育児休業と介護休業、それぞれについてお答えください。

	育児休業	介護休業
<p>問10 あなたは育児休業・介護休業を利用したことがありますか。 (○はそれぞれ1つずつ)</p>	<p>1. 利用したことがある</p> <p>2. 利用したことはない</p> <p>3. 小さい子どもがいないので利用する必要がない → 問11へ</p>	<p>1. 利用したことがある</p> <p>2. 利用したことはない</p> <p>3. 介護を要する人がいないので利用する必要がない → 問11へ</p>
<p>(問10で「1. 利用したことがある」とお答えの方に)</p> <p>問10-1 どのくらいの期間、休暇を取りましたか。 複数回利用したことがある方は、最近のケースでご回答ください。 (回答の場合、○はどちらも1つ)</p>	<p>1. 3カ月未満</p> <p>2. 3カ月～6カ月未満</p> <p>3. 6カ月～1年未満</p> <p>4. 1年以上 (年 カ月)</p>	<p>1. 1カ月未満</p> <p>2. 1カ月～2カ月未満</p> <p>3. 2カ月～3カ月未満</p> <p>4. 3カ月以上</p>
<p>(問10で「2. 利用したことはない」とお答えの方に)</p> <p>問10-2 利用しなかった理由はなんですか。 (回答の場合、○はどちらもあてはまるものすべて)</p>	<p>1. 代替要員がないから</p> <p>2. 前例がないから</p> <p>3. 経済的な理由から</p> <p>4. ブランクを空けたくなかったから</p> <p>5. 自分以外に子どもをみてる人がいたから</p> <p>6. 育児休業制度を知らなかったから</p> <p>7. 利用したくとも、取りにくい雰囲気だったから</p> <p>8. 会社に育児休業制度がなかったから</p> <p>9. 出産前に離職したから</p> <p>10. その他 ()</p>	<p>1. 代替要員がないから</p> <p>2. 前例がないから</p> <p>3. 経済的な理由から</p> <p>4. ブランクを空けたくなかったから</p> <p>5. 自分以外に介護をしてくれる人がいたから</p> <p>6. 介護休業制度を知らなかったから</p> <p>7. 利用したくとも、取りにくい雰囲気だったから</p> <p>8. 会社に介護休業制度がなかったから</p> <p>9. 介護をするために離職したから</p> <p>10. その他 ()</p>

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

◎ワーク・ライフ・バランス※についておたずねします。

※「ワーク・ライフ・バランス」とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

問11 あなたはワーク・ライフ・バランスという言葉を知っていますか。(○は1つだけ)

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 内容まで知っている | 3. 知らない |
| 2. 内容は知らないが言葉は聞いたことがある | |

問12 生活の中での、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」(地域活動・学習・趣味・付き合い等)の優先度について、(ア)希望と(イ)現実(現状)、それぞれお答えください。

(ア) あなたの希望に最も近いものはどれですか。(○は1つだけ)

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先したい |
| 2. 「家庭生活」を優先したい |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先したい |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを優先したい |
| 8. わからない |

(イ) あなたの現実(現状)に最も近いものはどれですか。(○は1つだけ)

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 「仕事」を優先している |
| 2. 「家庭生活」を優先している |
| 3. 「地域・個人の生活」を優先している |
| 4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している |
| 5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している |
| 6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している |
| 7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」のすべてを優先している |
| 8. わからない |

問13 ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、あなたはどのようなことが必要だと思えますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 残業を減らしたり、年休をしっかりとる
2. 仕事の段取りを工夫し、効率よく仕事をする
3. 地域活動、NPO活動に積極的に参加する
4. 男女ともに仕事も家庭もという意識の普及を図る
5. 男性の家事・育児・介護をすすめる
6. 業務の効率化などにより、長時間労働を是正する
7. 職場の人員を増やすなどにより、一人ひとりの業務量を減らす
8. フレックスタイム制※、短時間勤務制度の利用促進をする
9. 管理職をはじめ、職場の人々に理解を深めてもらう
10. 再就職を希望する女性のための講座や再雇用制度を充実させる
11. 育児・介護休業制度の普及を図る
12. 保育所・学童保育などの育児環境を充実させる
13. ホームヘルパーや介護施設を充実させる
14. その他 ()
15. わからない

※「フレックスタイム制」とは、労働者が自ら始業・終業時刻を決める労働時間制度をいいます。

◎セクシュアル・ハラスメント※についておたずねします。

※「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動により相手の生活環境を害すること、または性的な言動を受けた側に不利益を与えることをいいます。

問14 セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）は一定の人間関係の中で発生し、職場だけでなく、あらゆる場所で男女ともに受ける可能性があります。あなたはこれまでに、職場・学校・地域で、次のような不愉快な経験をしたことがありますか。

（○は職場、学校、地域ごとに、あてはまるものすべて）

回答の例

職場	学校	地域
----	----	----

(ア) いやがっているのに性的な話を聞かされた	1	1	1	1
(イ) 「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方をされた	②	2	2	2
(ウ) 異性に不必要に身体をさわられた	3	3	3	3
(エ) 宴会でお酒やデュエットを強要された	4	4	4	4
(オ) 交際を強要された	5	5	5	5
(カ) 性的行為を強要された	6	6	6	6
(キ) 性的な噂をたてられたり、ネットに書き込まれたりした	⑦	7	7	7
(ク) 結婚や異性との交際についてしつこく聞かれた	8	8	8	8
(ケ) 容姿について傷つくようなことを言われた	⑨	9	9	9
(コ) 帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした	10	10	10	10
(サ) プライバシーに関することや性的な内容のメールや手紙・電話を受けた	11	11	11	11
(シ) ヌード写真やポルノ雑誌を目につくところに置かれたり、はられたりした	12	12	12	12
(ス) その他（ ）	13	13	13	13
(セ) 特にない	14	14	14	14

問15は、問14の(ア)～(ス)に、1つでも○をつけた方におうかがいします。

問15 あなたはこれまでに、だれか(どこか)に打ち明けたり、相談したりしましたか。

(○は1つだけ)

1. 相談した

2. 相談しなかった(できなかった)

(問15で「1. 相談した」とお答えの方に)

問15-1 そのとき、だれ(どこ)に相談しましたか。(○はあてはまるものすべて)

1. 警察に通報・相談した
2. 警察以外の公的機関に相談した
3. 民間の機関に相談した
4. 弁護士に相談した
5. 家族に相談した
6. 友人・知人に相談した
7. 会社の人事課、上司等に相談した
8. 学校の事務局等に相談した
9. その他()

(問15で「2. 相談しなかった(できなかった)」とお答えの方に)

問15-2 だれ(どこ)にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。

(○はあてはまるものすべて)

1. どこに相談してよいかわからなかったから
2. 恥ずかしかったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことがわかれると仕返しをされると思ったから
5. 相談することによって、自分が不快な思いをすと思ったから
6. 自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから
7. 世間体が悪いから
8. 他人を巻き込みたくなかったから
9. 被害を受けたことを忘れたかったから
10. 自分にも悪いところがあると思ったから
11. 相談するほどのことではないと思ったから
12. その他()

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

◎ドメスティック・バイオレンスについておたずねします。

問16 「ドメスティック・バイオレンス」とは、配偶者などに対し著しい身体的または精神的苦痛を与える暴力的行為をいいますが、あなたはこれまでに配偶者（事実婚や別居、離別を含む）や恋人などのパートナーから、次にあげる（ア）～（タ）のような経験がありますか。

（○はそれぞれ1つずつ）

	あ 何 つ た も	あ 1、 つ た 2 度	な い ま っ た く
回答の例 -->	1	②	3
（ア）命の危険を感じるくらいの暴力を受ける	1	2	3
（イ）医師の治療が必要となる暴力を受ける	1	2	3
（ウ）医師の治療が必要ではない程度の暴力を受ける	1	2	3
（エ）嫌がっているのに性的行為を強要される	1	2	3
（オ）見たくないのにポルノビデオ・雑誌・アダルトサイトを見せられる	1	2	3
（カ）避妊に協力してもらえない	1	2	3
（キ）何を言っても無視される	1	2	3
（ク）常に居場所を把握する、交友関係や電話、メール、郵便物を細かく監視するなどのつきまとい行為をされる	1	2	3
（ケ）「誰のおかげで生活できるんだ」とか「かいしようなし」と言われる	1	2	3
（コ）「女（男）のくせに」「女（男）だから」と差別的な言い方をされる	1	2	3
（サ）容姿について傷つくようなことを言われる	1	2	3
（シ）大声で怒鳴られる	1	2	3
（ス）大切なものを壊される	1	2	3
（セ）生活費を渡してもらえない	1	2	3
（ソ）目の前で子どもに暴力をふるわれる	1	2	3
（タ）その他（ ）	1	2	3

1つでも○をつけた方は問17へ

すべて3に○をつけた方は問18へ

問17は、問16の（ア）～（タ）の「何^{なん}度もあった」「1、2度^どあった」に、1つでも〇をつけた方^{かた}におうかがいします。

問17 あなたはこれまでに、だれか（どこか）に打ち明^あけたり、相談^{そうだん}したりしましたか。

（〇は1つだけ）

1. 相談^{そうだん}した

2. 相談^{そうだん}しなかった（できなかった）

（問17で「1. 相談^{そうだん}した」とお答え^{こた}の方に）

問17-1 そのとき、だれ（どこ）に相談^{そうだん}しましたか。（〇はあてはまるものすべて）

- | | |
|---|---|
| 1. 警察 ^{けいさつ} に通報 ^{つうほう} ・相談 ^{そうだん} した | 6. 医師 ^{いし} に相談 ^{そうだん} した |
| 2. 区 ^く の相談 ^{そうだん} 窓口 ^{まどぐち} に相談 ^{そうだん} した | 7. 弁護士 ^{べんごし} に相談 ^{そうだん} した |
| 3. 都 ^と の相談 ^{そうだん} 窓口 ^{まどぐち} に相談 ^{そうだん} した | 8. 家族 ^{かぞく} に相談 ^{そうだん} した |
| 4. 民生委員 ^{みんせいいいん} や人権擁護委員 ^{じんけんようごいいん} などに
相談 ^{そうだん} した | 9. 友人 ^{ゆうじん} ・知人 ^{ちじん} に相談 ^{そうだん} した |
| 5. 民間 ^{みんかん} の機関 ^{きかん} に相談 ^{そうだん} した | 10. その他
() |

（問17で「2. 相談^{そうだん}しなかった（できなかった）」とお答え^{こた}の方に）

問17-2 だれ（どこ）にも相談^{そうだん}しなかった、できなかった理由^{りゆう}は何^{なん}ですか。

（〇はあてはまるものすべて）

1. どこに相談^{そうだん}してよいかわからなかったから
2. 恥ずか^はしかったから
3. 相談^{そうだん}しても無駄^{むだ}だと思^{おも}ったから
4. 相談^{そうだん}したことがわかると仕返^{しかえ}しを受けたり、もっとひどい暴力^{ぼうりょく}を受けたりすると思^{おも}ったから
5. 相談^{そうだん}することによって、自分^{じぶん}が不快^{ふかい}な思^{おも}いをすると思^{おも}ったから
6. 自分^{じぶん}さえ我慢^{がまん}すれば、何^{なん}とかやっ^やっていけると思^{おも}ったから
7. 世間^{せけん}体が悪い^{わる}いから
8. 他人^{たにん}を巻き込^まみたくな^こなかったから
9. 被害^{ひがい}を受けたことを忘^{わす}れた^{わす}ったから
10. 自分^{じぶん}にも悪い^{わる}いところがあると思^{おも}ったから
11. 相手^{あいて}の行^{こう}為^いは愛情^{あいじょう}の表^{ひょう}現^{げん}だと思^{おも}ったから
12. 相談^{そうだん}するほどのことではないと思^{おも}ったから
13. その他 ()

ここからは再び、すべての方におうかがいします。

問18 あなたは、ドメスティック・バイオレンスの防止および被害者支援のために、どのような対策が必要だと思えますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発
2. いざというときに駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備
3. 緊急時の相談体制の充実
4. 住居や就労の斡旋、経済的援助など、自立して生活するための支援策の充実
5. カウンセリングや日常的な相談など、精神的に自立するための支援策の充実
6. 相談・支援するスタッフの意識と能力を高める
7. 関係機関の紹介や暴力への対応方法など、ドメスティック・バイオレンスに関するいろいろな知識の提供
8. 離婚訴訟への支援など、法的なサポートの充実
9. 加害者向けプログラムなど、対応の充実
10. デートDV※防止講座の開催や男女平等教育の推進など、学校などにおいて暴力を防止するための教育を行う
11. 行政や警察による積極的な啓発活動
12. 各種メディアの表現やビデオソフトの販売・貸し出しを規制する
13. 法律による規制の強化や見直しを行う
14. 身近で配偶者やパートナーによる暴力に気付いたら、周囲の人が通報することが大切である、という意識づくりを行う
15. その他（ ）
16. わからない

※「デートDV」とは、交際相手からの暴力のことで、配偶者からの暴力を未然に防止するために、主に若年層を対象としたDV防止の啓発が学校現場などで行われています。

せい ひょうげん
◎性の表現についておたずねします。

問19 テレビ、ビデオ、インターネット、映画、新聞、雑誌、広告などのメディアでの固定的な性別役割分担*の表現や、女性に対する暴力、身体、性の表現について、あなたは日頃どのように感じていますか。（〇はあてはまるものすべて）

※「固定的な性別役割分担」とは、男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等、男性・女性の役割を固定的に決めることをいいます。

1. 固定的な性別役割分担を助長する表現が目立つ
2. 女性の性を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
3. 社会全体の性や暴力に関する倫理観が損なわれている
4. 女性に対する犯罪を助長する恐れを感じる
5. 子どもの目にふれないような配慮が足りない
6. 自分の意思と関係なく目に入ることがあり、気分を害する
7. その他（)
8. 特に問題はない
9. わからない

せい たようせい
◎性の多様性についておたずねします。

問20 あなたは今まで自分の性別について悩んだことはありますか。(〇は1つだけ)

1. ある	2. ない
-------	-------

(問20で「1. ある」とお答えの方に)

問20-1 どのようなことで悩みましたか。(自由回答)

問21 あなたはセクシュアル・マイノリティ※という言葉をご存じですか。(〇は1つだけ)

※「セクシュアル・マイノリティ」とは、性同一性障害(身体の性と心の性が異なる、または違和感を覚える)の人や、インターセックス(先天的な身体的性別が不明瞭である)の人、また、性的指向(恋愛の対象)が同性や両性に向かう同性愛者や両性愛者の人などのことをいいます。

1. 知っている	2. 初めて知った
----------	-----------

けんこう
◎健康についておたずねします。

問22 あなたは、女性が自分の健康を守るために、性や妊娠・出産に関して自分で決めるうえで、どのようなことが必要だと思えますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 子どもの成長と発育に応じた性教育
2. 性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実
3. 喫煙や薬物等、男女の健康への害についての情報提供・相談体制の充実
4. 性感染症(カンジダ症、クラミジア感染症など)についての情報提供・相談体制の充実
5. 更年期についての情報提供・相談体制の充実
6. 「子どもの数や子どもを産むか産まないか等について自分で決めること」という考え方についての情報提供・相談体制の充実
7. その他 ()
8. わからない

がっこうきょういく
◎学校教育についておたずねします。

問23 あなたは男女平等の社会を実現するためには、学校教育の場では特にどのようなことに力を入れればよいと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

1. 男女平等の意識を育てるための授業を工夫して実施
2. 日常の学校生活の中での男女平等の実践
3. 男女平等に関する副教材を活用した指導
4. 男女の別なく、個性や能力を活かせる指導の充実
5. セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスについての学習
6. 自分および異性の性を尊重する意味での性教育の充実
7. 人間としての尊厳、平等を尊重することに力点を置いた指導
8. 教職員への男女平等研修の充実
9. 学校から家庭や地域に向けた男女平等に関する情報発信
10. その他（ ）
11. 特にない
12. わからない

じょせい しゃかいさんかく
◎女性の社会参画についておたずねします。

問24 葛飾区では、審議会等への女性の参画率を、平成28年度末に30%以上とすることを目標としています。現在、区議会議員の中に占める女性議員の数は39人中9人（23.1%）、審議会等の女性委員は877人中237人（27.0%）となっています。
あなたは、この状況をどのように思いますか。（〇は1つだけ）

1. 今のままでよい
2. もう少し女性が増えたほうがよい
3. 男女半々くらいまで増えたほうがよい
4. 男性を上回るほど、女性が増えたほうがよい
5. その他（ ）
6. わからない

問25 あなたは議員や審議会委員など政策や方針を決定する過程への女性の参画を妨げているのは、どのようなことだと思いますか。（〇はあてはまるものすべて）

1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識があるから
2. 男性優位の組織運営に問題があるから
3. 家族の支援・協力が得られないから
4. 女性の能力開発の機会が十分でないから
5. 女性側の積極性が足りないから
6. 女性の参画を進めようと意識している人が少ないから
7. 女性自身が責任ある地位に就きたがらないから
8. 女性は組織活動の経験が少ないから
9. 指導力のある女性が少ないから
10. 女性では、女性がついてこないから
11. 女性では、男性がついてこないから
12. 女性では相手に軽く見られるから
13. 男性で行っていくのが社会慣行だから
14. その他（ ）
15. わからない

問26 あなたは政治や行政において企画や方針決定の過程で女性の参画を進めていくためには、どうしたらよいと思いますか。（〇は1つだけ）

1. 政治や行政について、女性の意識を高めるためのセミナーなどを積極的に開催する
2. 区が女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の管理・監督者昇任を促す計画を作成する
3. 審議会や委員会などの委員に女性を優先的に任命する
4. 政党が選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
5. その他（ ）
6. わからない

ぼうさい
◎防災についておたずねします。

問27 ひがしにほんだいにしんさい ばっせいいこう ひごころ ぼうさいかつどう さいがいばっせいじ ひなんじょせいかつ たよう ひとひと
の視点に基づく運営が必要だと言われるようになりました。あなたは、地域の防災活動や
さいがいじ ひとひと せいかつかんきょう かくほ ひつよう おも
災害時における人々の生活環境の確保に、どのようなことが必要だと思いませんか。

(〇はあてはまるものすべて)

1. せいべつ おう じゆにゆう しゅうしん どう かくほ
性別にに応じてプライバシー（更衣、授乳、トイレ、就寝スペース等）を確保するような
避難所運営を行うこと
2. さいがい じょうはいりよしゃ こうれいしゃ しょうがいしゃ にゅうようじどう
災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）など、さまざまな状態の人の視点を取り入れ
た避難所運営を行うこと
3. じちかい ちょうないかい なかま ひごころ ちいさ かつよう ぼうさいかつどう
自治会や町内会、ボランティア仲間など、日頃の地域のネットワークを活用した防災活動
や避難所運営を行うこと
4. さいがいばっせいじ そな ひごころ ちいさかつどう ぎょうせい ぼうさい かん こうざ なか さいがいじ
災害発生時に備え、日頃の地域活動や、行政の防災に関する講座・イベントの中で、災害時
に指導的役割を担う女性リーダーの育成を行うこと
5. しょくじづく せいそう こ こうれいしゃ どう にな て かたほう せい かたよ
食事作りや、清掃、子ども・高齢者のケア等の担い手が、片方の性に偏らないようにする
など、一定の人々への過度な負担が発生しないようにすること
6. いいんかい かいぎ ぼうさいぶんや せいさく ほうしんけつていかてい おお じょせい さんかく
委員会や会議など防災分野の政策・方針決定過程へ、より多くの女性が参画できるように
すること
7. ぎょうせい せきせい ちいさぼうさいけいかく かくしゅさいがたいおう だんじょそうほう してん
行政が作成する地域防災計画や各種災害対応マニュアルに、男女双方の視点や、さまざま
な立場の人の視点を反映すること
8. しょうぼうしょくいん しょうぼうだんいん けいさつかん じえいかん ぼうさいげんば じょせい してん い
消防職員、消防団員、警察官、自衛官などについて、防災現場に女性の視点が活かせるよ
う、女性職員の採用・登用を進めること
9. その他（ ）
10. わからない

問28 「葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパル)」は、誰もが自分らしく生きていける男女平等社会の実現を目指す、学びと交流の場です。あなたは、葛飾区男女平等推進センター(ウィメンズパル)を知っていますか。(〇は1つだけ)

1. 知っている

2. 知らない

問29 葛飾区男女平等推進センターにおいて、あなたが参加または利用してみたいものはどれですか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 男女平等に関する講座・講演会

2. 男女平等に関する図書資料室(図書や雑誌等の閲覧・利用など)

3. 相談事業(法律相談、悩みごと相談、女性に対する暴力相談)

4. パルフェスタ(センターまつり)、啓発誌の発行などの啓発事業

5. 学習・交流のための会議室や学習室

6. 登録団体・グループの自主活動

7. 区民参加による男女平等推進センターの運営

8. その他()

9. 特にない

問30 あなたは男女平等社会を実現するために、今後、区ではどのような施策を充実したらよいと思ひますか。(〇はあてはまるものすべて)

1. 病気や緊急時に、家事・育児・介護を手助けする制度の充実
2. 労働（パート・内職を含む）に関する情報の提供と相談の充実
3. 高齢者・障害者介護に関する支援の充実
4. 子育て・育児に関する支援の充実
5. 女性の自立や男女平等に関する講座・講演会の充実
6. 社会参画をめざす女性の人材育成
7. 男性向けの家族的責任に関する講座の開催
8. 女性のための各種相談の充実
9. 学校における男女平等教育の推進
10. 情報誌やパンフレットなどの情報提供の充実
11. 女性の自主的活動や研究活動への支援
12. 審議会等への女性の積極的な登用
13. 区職員の男女平等意識づくり
14. 夫やパートナーからの暴力の防止および支援の実施
15. その他（ ）
16. 特にない

問31 最後に、葛飾区の男女平等・共同参画施策全般についてのご意見・ご要望を自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた調査用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）にて7月13日（月）までに
ご投函くださいますようお願いいたします。

